

緊急連絡

全国有床診療所連絡協議会 会員各位

令和元年 8 月 9 日

全国有床診療所連絡協議会

会長 鹿子生健一

拝啓 盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。先日、厚労省医政局地域医療計画課より有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業について以下の連絡を受けました。追加募集の要綱と合わせてご確認の上、補助を受ける際の参考にしていただければ幸いです。

○スプリンクラー事業の対象経費の明確化

会計検査院から、これまで対象面積に関する説明が十分でなく、都道府県でもその取り扱いが区々であることを見直すよう指摘されています。

そのため、今般、補助金の事業計画書を見直し、今年度の事業から適用する予定です。

※別添「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業計画書」をご参照ください。

自宅部分、介護保険施設、スプリンクラー等の散水範囲外は、以前から取り扱いが変わるものではありませんが、今回、補助の対象外として明確にいたしました。

また、事業内容をご理解いただくため、よくあるご質問等を Q&A 集（別添「スプリンクラー新 QA」参照）として取りまとめ、事業計画書作成の際の参考として添付することとしました。

今年度の事業計画書を提出していただいた施設（約 240 件の診療所、病院）には再提出をお願いすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○スプリンクラー整備状況調査の結果

3 月に実施した調査結果を取りまとめましたので情報提供いたします。（別添「病院・有床診療所におけるスプリンクラー整備状況及び予定」参照）

今後設置予定 509 件あり、方針検討中 322 件も含めると、引き続き予算の確保と整備の促進が必要と認識しております。

○令和元年度事業の 2 次募集

今年度の予算に余裕が有あり、事業計画の 2 次募集を各都道府県に依頼する予定です。

詳細は都道府県へお問い合わせ下さい。

様式2(個表)

該当する施設種別を選択すること

施設整備事業計画書

実際の着工時期については、国又は都道府県の通知(内示)後とすること。通知(内示)前に着工した場合、原則、交付の対象とならぬので留意すること。※前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続整備する事業は除く。

事業区分 (1)2)有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

施設の種別 病院

団体名(開設者) ▲▲ 施設名 ●●病院 所在地 △町1-1

1. 整備事業計画等の概要

「x」とする場合は、その理由を欄外に記入すること

整備事業期間	全体事業		補助対象部門に係る当該年度予定事業	
	着工	竣工	着工	竣工
許可病床数	30		床	鉄骨鉄筋コンクリート造
消防機関による承認を得た(消防法令の設備基準に沿った)整備計画となっているか	○		○	
スプリンクラー等を設置する建物の抵当権(権抵当を含む)設定の有無	○		有	

2. 整備事業の概要

該当するものを選択すること

※複数の種の申請を行う場合には、種ごとに記載(適宜行を追加すること)

整備するスプリンクラー等(※2)

施設名(種名)	整備内容(種別)	対象面積(m ²)(※1)	スプリンクラー等を設置する居室等の面積	補助散水栓等の散水範囲	対象外面積(m ²)	対象経費の支出予定額(円)	病床数(床)	延べ床面積(m ²)	主な診療科
A	1 通常型スプリンクラー	635.0m ²	635.0m ²	0.0m ²	315.0m ²	20,000,000円	30床	950.0m ²	内科
B	2 水道連結型スプリンクラー	120.0m ²	120.0m ²	0.0m ²	80.0m ²	4,000,000円	10床	200.0m ²	外科
C	4) シンナー型自動消火設備	120.0m ²	120.0m ²	0.0m ²	80.0m ²	3,500,000円	10床	200.0m ²	整形外科

助産所にあつては、入所施設のベッド数

建物とスプリンクラー等の抵当権の設定が別の場合は、欄外に記入すること

施設名(種名)	開設許可日(開設日)	用途区分	スプリンクラー等の設置義務
A			無し
B			無し
C			無し

欄外に記載の「消防法施行令別表第1(6)項イ(1)～(4)」のいずれに該当する医療施設かを選択すること

※1 対象面積とは、スプリンクラー等を設置する居室等の面積(スプリンクラー設備等の一部として設ける補助散水栓等の散水範囲を含む)とする。ただし、医療施設以外の住宅部分、及び介護保険施設部分等の医療施設以外の部分は除く。なお「スプリンクラー等を設置する居室等」とは、スプリンクラーヘッドが設けられている居室等を指し、スプリンクラーヘッドがない、又は配管のみを設ける廊下等は、上記補助散水栓等の散水範囲に含まれない場合は該当しない。

※2 対象面積及び対象外面積が分かる図面を添付すること(A3又はA4で作成すること。また、各室の用途を記入し、スプリンクラー等を設置する居室等の面積と補助散水栓等の散水範囲を区分すること)

<自動火災報知設備>

整備区分	対象経費の支出予定額(円)	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)(平成26年3月28日消防予第118号)4(2)に該当している施設か
自動火災報知設備		

3. 補助申請額

「B」の小數点以下第二位を四捨五入した対象面積×基準単価(円)

<スプリンクラー等>

施設名(種名)	対象経費の支出予定額(A)	対象面積(m ²)(B)	基準単価(C)	補助基準額(D)=(B)×(C)	補助申請額(円)※3(A)・(D)の少ない方の額(千円未満切り捨て)
A	20,000,000円	635.0m ²	17,800円/m ²	11,303,000円	11,303,000円
B	4,000,000円	120.0m ²	17,800円/m ²	2,136,000円	2,136,000円
C	3,500,000円	120.0m ²	17,800円/m ²	2,136,000円	2,136,000円

<自動火災報知設備>

整備区分	対象経費の支出予定額(A)	補助基準額(B)	補助申請額(円)※3(A)・(B)の少ない方の額(千円未満切り捨て)
自動火災報知設備		1,050,000円	

※3 総括表における「差引事業費」又は「都道府県補助額」が最も少ない金額である場合は、当該金額(千円未満切り捨て)とする。

消防法施行令別表第1(6)項イ 次に掲げる防火対象物

- (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)
- (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。
 - (ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
- (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)(i)に掲げるものを除く。))又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

「2. 整備事業の概要」から自動計算

消防法施行令第11条

4 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を次条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条若しくは第二十条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分(屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備にあつては、一階及び二階の部分に限る。)について屋内消火栓設備を設置しないことができる。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)
- (2) 自動火災報知設備整備

5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第333号) 等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

平成30年8月9日

各県有床診療所協議会
会長 各位

全国有床診療所連絡協議会
会長 鹿子生 健一
(公印省略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(医療施設等施設整備費補助金)の追加募集について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて この度、厚生労働省より令和元年度の有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の予算に残額が生じる見込みがあることから、追加募集を行うとの連絡がございました。

つきましては、貴会会員各位へ下記についてご周知下さいますよう、お願い申し上げます。

- 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(医療施設等施設整備費補助金)について、追加募集が行われますので、事業計画の提出の希望がある場合は都道府県へご連絡下さい。
- 平成28年4月に施行された消防法施行令等により新たにスプリンクラー等の設置義務が生じた医療施設に対する経過措置期間は、令和7年6月となっているためご留意下さい。

【参考資料】

- ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱(別紙)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の Q&A 集(令和元年8月版)

区分	番号	問	回答
補助 対象	1	実施要綱で、補助対象施設は「病床又は入所施設を有している棟」となっているが、診察室、事務室など患者以外が利用する居室は補助の対象となるのか。	医療法上の医療施設に該当する部分でスプリンクラー等を設置する場合は補助対象となる。
	2	「スプリンクラー設備の代替設備として認められた設備」とは具体的にどのようなものか。	消防法施行令第 32 条の規定により消防長又は消防署長が個別に認めた設備となるため、管轄の消防署へ相談すること。
	3	パッケージ型消火設備は補助対象となるか。	パッケージ型自動消火設備の一部として設ける場合のみ、補助対象となる。 なお、屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、補助対象とならない。
	4	医療施設と介護保険施設の共用部分がある場合、対象面積はどのように算定すればよいか。	共用部分が医療施設としても使用することが明確である場合は、対象面積に算定できる。 ただし、当該共用部分について、他の補助金と重複して補助申請をすることはできないので留意すること。
	5	スプリンクラー等の整備を、2 か年で整備する場合、補助対象となるか。	複数年で整備することは可能である。 ただし、補助金の交付については、年度単位で行うものであり、翌年度の補助金交付を約束するものではないので留意すること。
	6	スプリンクラー等の整備が、年度内に終了しない場合どのようにしたらよいか。	単年度で計画していた事業について、年度途中で完了しないことが明らかとなった場合は、都道府県に速やかに報告し、指示を受けること。
	7	賃借の物件で診療所等の運営を行っている場合、補助対象施設となるか。	スプリンクラー等を補助金の交付を受ける者（開設者）の所有とすること（建物所有者の所有としないこと）を条件に補助対象施設とすることは可能である。 なお、設置したスプリンクラー等を処分制限期間内に処分する際は財産処分の手続きが必要となるため、事前

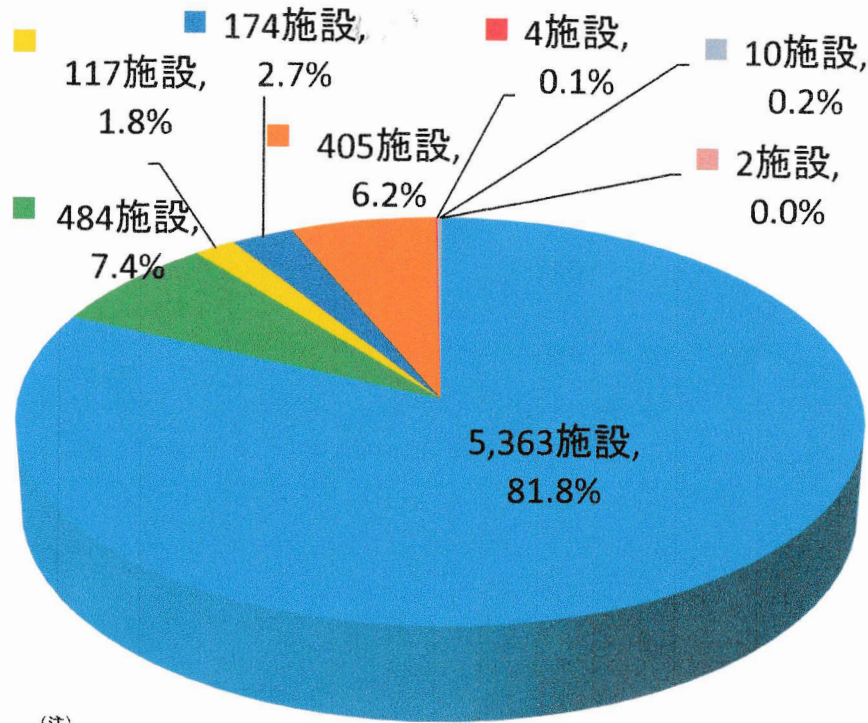
区分	番号	問	回答
			に建物所有者と十分に協議すること。
	8	医療施設の新規開設を予定している場合に、事業計画書の提出時点までに開設許可を受けていなければならないか。	必ずしも開設許可を受けている必要はないが、その場合は、事業計画書の「開設許可日（開設日）」に予定日を記載すること。 なお、事業実績報告までに開設許可が受けられない場合は、補助金の返還を求める場合がある。
	9	将来的に無床診療所に転換する可能性があるが、補助金を申請することは可能か。	無床診療所等への転換の計画が具体的となっているなど、補助事業の趣旨から外れることが既に判明している場合は申請できない。
事業計画書の記載方法	10	スプリンクラーヘッドと補助散水栓の散水範囲が重複する部分の面積はどのように扱えばよいか。	重複する部分の面積は、「スプリンクラー等を設置する居室等の面積」に記載する。
	11	事業計画書の「スプリンクラーヘッドがない、又は配管のみを設ける廊下等」には、どのような部分が含まれるのか。	廊下、階段、浴室、洗面室、便所、手術室、人工透析室、物入れ、PS（パイプシャフト）、ELS（エレベーターシャフト）等が含まれる。
	12	同じ医療施設の複数棟を整備する場合は、事業計画書は棟ごとに作成するのか。	同じ医療施設の場合は、事業計画書の「2. 整備事業の概要」に棟ごとに分けて記載するとともに、棟ごとの施設面積の内訳を「施設面積内訳」シートにそれぞれ記載する。
	13	「開設届出等と一致していること」とは、具体的に何と一致していればよいか。	開設許可申請書や開設許可一部変更許可申請書（いずれも直近のもの）に記載の面積と一致していること。
	14	医療施設の一部を介護医療院に転換する時期と、スプリンクラー等の整備の時期が同時である場合、補助申請はどうしたらよいか。	医療施設と介護医療院の部分（面積）を明確に区分し、介護医療院の部分は対象外面積として申請すること。
	15	スプリンクラー等を複数年で整備する場合の対象経費の算出はどのように行えばよいか。	年度ごとの工事の進捗率に応じて、対象経費を按分して記載する。 ただし、補助金の交付については、年度単位で行うものであり、翌年度の

区分	番号	問	回答
			補助金交付を約束するものではないので留意すること。
財産 処分	16	スプリンクラー等の処分制限期間は何年か。	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」(厚生労働省告示)に基づき、8年となる。
	17	スプリンクラー等の設置後に補助対象施設以外に転用した場合(例:無床診療所への転用、施設の一部を介護医療院に転用等)の取り扱いはどのようになるのか。	補助金の交付を受けた後に転用、譲渡、交換、貸付、担保提供(スプリンクラー等を設置する建物に抵当権(根抵当権も含む)が設定される場合)、取壊し等をしようとする場合については、事前に財産処分の手続きが必要である(補助金の返還が生じる場合がある)。
	18	交付申請書及び実績報告書の抵当権(根抵当も含む)設定の記入欄は、どの時点での「有」「無」を記載するのか。※補助金の交付を受ける前か後か。	補助金の交付を受ける前(事業計画書提出前)からスプリンクラー等を設置しようとする建物に抵当権を設定している場合であっても抵当権設定「有」と記載する。

病院・有床診療所におけるスプリンクラーの整備状況及び予定

(平成31年3月31日現在アンケート調査より)

病院	
調査件数	8,326
回答数	6,559
回答率	78.8%

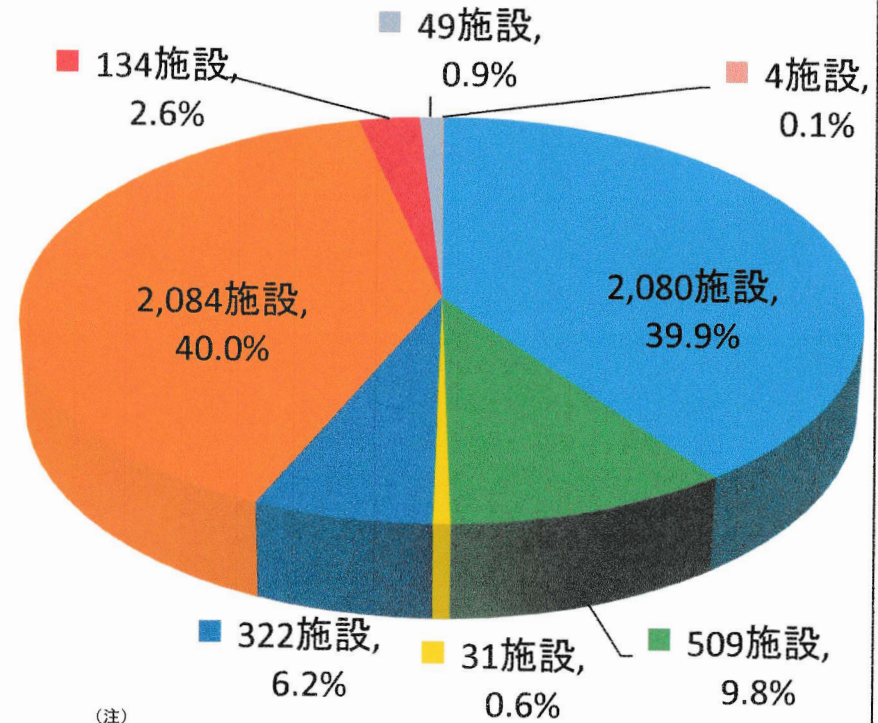


(注)

1. 設置済み	5,363施設	81.8%
2. 今後設置予定	484施設	7.4%
3. 移転・建替予定	117施設	1.8%
4. 方針検討中	174施設	2.7%
5. 設置義務対象外※	405施設	6.2%
6. 休床中(休床予定を含む)	4施設	0.1%
7. 閉院予定	10施設	0.2%
8. 不明	2施設	0.0%

※設置義務対象外施設に転換予定を含む)

有床診療所	
調査件数	7,006
回答数	5,213
回答率	74.4%



(注)

1. 設置済み	2,080施設	39.9%
2. 今後設置予定	509施設	9.8%
3. 移転・建替予定	31施設	0.6%
4. 方針検討中	322施設	6.2%
5. 設置義務対象外※	2,084施設	40.0%
6. 休床中(休床予定を含む)	134施設	2.6%
7. 閉院予定	49施設	0.9%
8. 不明	4施設	0.1%

※設置義務対象外施設に転換予定を含む)